

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年1月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	9件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	9件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700289号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700177号

第1 結論

請求者のA社における平成16年8月10日の標準賞与額を14万円、平成16年12月22日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成16年8月10日及び平成16年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月10日及び平成16年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成16年8月10日
②平成16年12月22日

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及び同僚の訂正請求時に提出された請求期間に係る賞与明細書により、請求者は、A社から、請求期間①は14万円、請求期間②は15万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年8月10日及び平成16年12月22日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700242号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700178号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和50年12月31日から昭和51年1月2日に訂正し、昭和50年12月の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

昭和50年12月31日から昭和51年1月2日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和50年12月31日から昭和51年1月2日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和50年12月31日から昭和51年1月2日まで

② 昭和52年9月17日から昭和53年3月21日まで

請求期間①について、A社からグループ会社のB社へ異動した際の厚生年金保険の記録がない。

また、請求期間②について、C社からグループ会社のB社へ異動した際の厚生年金保険の記録がない。

請求期間①及び②について継続勤務しており、厚生年金保険料は控除されていたので、年金記録に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和50年4月2日、喪失年月日は昭和50年12月31日(退職年月日は同年12月30日)とされているものの、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書によると、取得年月日は昭和50年4月2日、離職年月日は昭和50年12月31日(退職年月日は同日)とされている請求者の雇用保険の加入記録が確認で

きる上、当該期間に係る異動元であるA社の請求期間①当時の事業主の回答並びに異動先であるB社の複数の同僚の回答及び陳述から判断すると、請求者は、当該期間においてA社に継続して在籍し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

これらのことから判断すると、請求期間①に係る請求者の異動日を確認できる人事記録等の資料はないものの、請求者のA社における厚生年金保険被保険者の喪失年月日を昭和51年1月2日に訂正することが妥当である。

また、請求期間①の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和50年11月のオンライン記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の請求期間①当時の事業主は、請求期間①に係る請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に提出したか否かについては不明だが厚生年金保険料は納付した旨回答しているところ、事業主が資格喪失年月日を昭和51年1月2日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを昭和50年12月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、商業登記簿謄本によると、C社は既に解散している上、同社の請求期間②当時の事業主も死亡していることから、当該期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、請求者がC社で勤務していたことを記憶しているとする同社の請求期間②当時の社会保険事務担当者によれば、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出した後に保険料を控除することはなかった旨陳述している。

さらに、B社の請求期間②当時の事業主は、既に死亡していることから、当時の状況は確認できず、現在の事業主である請求者も、当該期間に係る資料等の保管はない旨回答している。

加えて、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書によれば、請求期間②に係るC社における離職年月日は昭和52年9月16日、B社における資格取得年月日は昭和53年3月21日と記録され、オンライン記録と符合していることが確認できる。

このほか、請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700265号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700179号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成11年10月30日から平成15年12月2日に訂正し、平成11年10月から平成13年9月までの標準報酬月額を44万円、平成13年10月から平成15年8月までの標準報酬月額を41万円、平成15年9月から同年11月までの標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

平成11年10月30日から平成15年12月2日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成11年10月30日から平成16年11月27日まで

A社に平成2年2月から勤務し、平成16年11月26日に退職したが、同社は、社会保険料の支払を免れるために健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届(全喪年月日は、平成11年10月30日)及び被保険者資格喪失届(資格喪失年月日は、平成11年10月30日)を社会保険事務所(当時)に提出しており、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

しかし、請求期間において、A社は、社会保険料の支払を免れる一方で、給与から国民年金保険料、厚生年金保険料を控除していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者として記録を訂正し、遺族厚生年金が受給できるようにしてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、オンライン記録によれば、訂正請求記録の対象者は、平成11年10月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、当該資格喪失年月日は、資格喪失確認通知書によりA社の事業主が届出した年月日であることが確認できるところ、請求者が所持する出勤表・給料支払明細書、源泉徴収票、同社から提出された源泉徴収簿及び同社の事業主の回答（以下、併せて「源泉徴収簿等」という。）によれば、訂正請求記録の対象者は、平成11年10月29日に同社を退職しておらず、平成15年12月1日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届によれば、A社の事業主は、休業を理由に訂正請求記録の対象者の被保険者資格喪失年月日である平成11年10月30日と同日を全喪年月日として届出しているものの、同社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は平成2年1月20日に設立し、請求期間当時から存続している上、上述の源泉徴収簿等によれば、訂正請求記録の対象者は、請求期間のうち平成11年10月30日から平成15年12月1日までの期間については、勤務実態及び給与の支払が確認できるとともに、同社において被保険者資格を喪失する以前と同様の常用的な使用関係があったことが認められる。

- 2 しかしながら、A社の事業主は、上述のとおり、訂正請求記録の対象者の被保険者資格を喪失させ、健康保険は任意継続とし、厚生年金保険は国民年金に切り替え、給与から国民年金保険料を控除し、納付した旨回答等している上、請求期間のうち平成11年10月から平成13年1月までの期間について、上述の源泉徴収簿等によれば、任意継続の健康保険料及び所得税のほかに、給与から1万3,300円が控除されていることが確認できるところ、当該期間の出勤表・給料支払明細書の一部には控除項目の『厚生年金』を『国民年金』と上書きしており、当該控除額の1万3,300円は、当時の国民年金保険料額と一致していることから、訂正請求記録の対象者は、事業主により給与から国民年金保険料を控除されていたと判断できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 一方、請求期間のうち平成11年10月30日から平成15年12月2日までの期間については、上述の源泉徴収簿等により、訂正請求記録の対象者に係る平成11年から平成15年までの各年の5月から7月までの報酬月額（平成15年は4月から6月までの報酬月額）を基に決定される標準報酬月額が確認できる。

これらを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を平成11年10月30日から平成15年12月2日に訂正し、平成11年10月から平成13年9月までの標準報酬月額を44万円、平成13年10月から平成15年8月までの標準報酬月額を41万円、平成15年9月から同年

11月までの標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、平成11年10月30日から平成15年12月2日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 4 請求期間のうち平成15年12月2日から平成16年11月27日までの期間について、A社の事業主がB社会保険事務所に提出した退職証明書によれば、訂正請求記録の対象者が平成16年11月26日に同社を退社したと記載されているものの、請求者によれば、訂正請求記録の対象者は病気療養のため当該期間は休職していた旨陳述しており、上述の源泉徴収簿等によれば、当該期間については、訂正請求記録の対象者の勤務実態がなく、給与の支払を受けていないことが確認でき、事実上の使用関係をうかがうことはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち平成15年12月2日から平成16年11月27日までの期間において、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700290号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700181号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成18年9月25日は14万円、平成18年12月18日は15万円に訂正することが必要である。

平成18年9月25日及び平成18年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年9月25日及び平成18年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年9月25日
② 平成18年12月18日

請求期間①及び②について、A社より賞与の支給がされていたので、当該期間の賞与について、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された賃金台帳により、請求者は当該期間に同社から賞与(請求期間①は14万円、請求期間②は15万円)が支給され、当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は1万249円、請求期間②は1万981円)を控除されていたことが確認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賃金台帳により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は14万円、請求期間②は15万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の当該期間に係る厚生年金

保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700349号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700182号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月4日

請求期間において、A社より賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者が所持する預金取引明細表、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書から判断すると、請求者は、当該期間にA社から賞与(30万円)が支給され、事業主により当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の預金取引明細表及び適用台帳により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が

請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700350号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700183号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を30万2,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月4日

請求期間において、A社より賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者が所持する預金通帳、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書から判断すると、請求者は、当該期間にA社から賞与(30万2,000円)が支給され、事業主により当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の預金通帳及び適用台帳により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、30万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が

請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700351号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700184号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を26万円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

請求期間において、A社より賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者が所持する預金通帳、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書から判断すると、請求者は、当該期間にA社から賞与(26万円)が支給され、事業主により当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の預金通帳及び適用台帳により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

また、請求期間に係る賞与の支払日については、上述の預金通帳及び適用台帳により確認できる賞与支給日から平成15年7月4日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料

及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700352号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700185号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を29万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

請求期間において、A社より賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書から判断すると、請求者は、当該期間にA社から賞与(29万6,000円)が支給され、事業主により当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の預金取引明細表及び適用台帳により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、29万6,000円とすることが妥当である。

また、請求期間に係る賞与の支払日については、上述の預金取引明細表及び適用台帳により確認できる賞与支給日から、平成15年7月4日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納

付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700353号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700186号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額を24万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和40年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

請求期間において、A社より賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳によれば、請求者は、当該期間にA社から賞与(24万3,000円)が支給されていることが推認できる。

また、複数の同僚から提出された賞与支給明細書によれば、B健康保険組合の適用台帳の記録どおりの賞与がA社から支給されていること及び当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間にA社から賞与が支給され、事業主により当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求者に係る適用台帳により確認できる賞与額及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、24万3,000円とすることが妥当である。

また、請求期間に係る賞与の支払日については、上述の適用台帳により確認で

きる賞与支給日から平成15年7月4日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700279号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700175号

第1 結論

平成22年11月8日から平成23年1月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

平成24年11月19日から平成25年1月1日までの期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

平成25年7月26日から同年8月1日までの期間について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成22年11月8日から平成23年1月1日まで
② 平成24年11月19日から平成25年1月1日まで
③ 平成25年7月26日から同年8月1日まで

私は、A社には平成22年11月8日に、B社には平成24年11月19日に、C社には平成25年7月26日にそれぞれ入社したが、請求期間に厚生年金保険被保険者の記録がないので、年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の記録、D市から提出された給与支払報告書、A社から提出された賃金台帳及び同社の事業主の回答により、請求者は、当該期間において同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、A社の事業主は、1ヶ月も経過せず退職してしまう従業員も多く、勤務状況を判断してから社会保険に加入させていたため、請求者については、平成23年1月に社会保険加入の手続きを行った旨回答しているところ、年金事務所から提出された請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届により、事業主は、請求者の資格取得年月日を平成23年1月1日として届け出ていることが確認できる。

また、A社の事業主は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を控除して

いない旨回答しているところ、上述の賃金台帳及び給与支払報告書によると、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

請求期間②について、雇用保険の記録、D市から提出された給与支払報告書及びB社から提出された賃金台帳により、請求者は、当該期間において同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、B社の事業主は、請求者の請求内容どおりの届出を行っていない旨回答しているところ、年金事務所から提出された請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届により、事業主は、請求者の資格取得年月日を平成 25 年 1 月 1 日として届け出ていることが確認できる。

また、B社の事業主は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答しているところ、上述の賃金台帳及び給与支払報告書によると、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

請求期間③について、雇用保険の記録、D市から提出された給与支払報告書及びC社から提出された請求者の出勤表により、請求者は、当該期間において同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、C社の事業主は、請求者の請求内容どおりの届出を行っていない旨回答しているところ、年金事務所から提出された請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届により、事業主は、請求者の資格取得年月日を平成 25 年 8 月 1 日として届け出ていることが確認できる。

また、C社の事業主は、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答しているところ、同社から提出された請求者の給料支払明細書及び上述の給与支払報告書によると、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700260号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700176号

第1 結論

昭和20年11月1日から昭和21年8月30日までの請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和4年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和20年11月1日から昭和21年8月30日まで

昭和20年11月から昭和21年8月までA事業所でB業務をしていたが、当時の厚生年金保険の被保険者記録がない。勤務していたことは間違いのないので、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、同僚の紹介により、A事業所において、C職の管理下でB業務に従事していた旨主張しているところ、D資料及び請求者から提出された写真等により、請求者が主張するA事業所は、E事業所であると推認され、請求者は同事業所においてB業務に関わっていたことがうかがえる。

しかしながら、A事業所及びE事業所は、いずれも厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない上、A事業所及びE事業所に係る労務管理を行っていたと思料されるF事業所G課(現在は、H課)は、昭和24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間当時は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、F事業所H課及び上述の労務管理の記録を移管されたI機関の担当者は、請求者に関する人事記録等の資料は確認できない旨陳述している。

さらに、請求期間当時は、J機関の補助機関としてK団体がL業務を行っていたところ、K団体の記録を管理するM事業所は、請求者に関する資料は確認できない旨回答している上、同事業所を管轄するN事業所は、請求期間当時、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

加えて、上述の同僚は、既に死亡しており、請求期間当時の状況を確認することができない上、請求期間における厚生年金保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700278号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700180号

第1 結論

昭和50年4月1日から昭和55年12月20日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和56年4月1日から昭和60年12月20日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和50年4月1日から昭和55年12月20日まで

② 昭和56年4月1日から昭和60年12月20日まで

請求期間①及び②において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社の事業主は、請求者の勤務期間が分かる資料はないが、請求者が同社に勤務していたことは記憶している旨陳述している上、請求期間①及び②当時、同社は、健康保険についてはB国民健康保険組合に加入していた旨陳述しているところ、請求者に係る当該国民健康保険組合の回答によると、昭和57年2月1日から昭和58年1月1日までの期間及び昭和60年7月11日から同年11月1日までの期間について同社における加入記録が確認できることから、少なくとも、当該国民健康保険組合加入期間において、請求者が同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、A社の事業主は、請求期間①及び②において同社が厚生年金保険の適用事業所ではなかった旨陳述しているところ、オンライン記録によると、同社は平成9年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間①及び②当時に適用事業所であったことは確認できない上、請求者が記憶する事業主、上司及び同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日(平成9年12月1日)に被保険者資格を取得し、請求期間①及び②においては国民年金の被

保険者期間であることが確認できる。

また、請求者は、給料から厚生年金保険料が控除されていたと主張するものの、給料明細書等の資料を保管しておらず、A社の事業主は、請求期間①及び②当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、請求者の請求期間①及び②に係る給料から厚生年金保険料を控除することはない旨陳述している。

さらに、請求期間①及び②について、請求者の雇用保険の記録によると、A社に係る被保険者記録は確認できない上、請求期間①のうち昭和53年10月11日から同年11月18日までの期間について、C事業所に係る雇用保険の記録が確認できる。

加えて、請求者が記憶する上司及び複数の同僚に照会するものの回答は得られないことから、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態について確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを認めることはできない。